

件名：漁業法に基づく指示事項

(沖縄海区漁業調整委員会)

沖縄海区漁業調整委員会指示15第2号

沖縄海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成15年8月29日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 伊野波盛仁

(定議)

1

(1) この指示において「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。

(2) この指示において「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

(操業の承認)

2 沖縄海区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める取扱要領により、使用する漁船を示して沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(承認の対象者)

3 承認の対象となる者は、沖縄県内に住所を有する者であって、次の各号に該当するものとする。

(1) 平成14年に委員会の承認を受けた者で、平成14年11月1日から平成15年6月30日までの間において、ソデイカはえ縄漁業の操業実績を有するもの

(2) 委員会が特に認めた者

(操業を承認しない場合)

4 委員会は、次のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

(1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合

(2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠くものであると認められる場合

(3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合

(操業期間の制限)

5 ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業は、平成15年9月1日から平成15年9月30日までの間は操業してはならない。

(漁具の制限)

6 ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

(1) ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針の数は、一隻当たり350針以内とする。

(2) ソデイカ旗流し漁業で使用する旗の数は、一隻当たり30本以内とする。

(操業区域の制限)

7 ソデイカはえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業してはならない。

(制限及び条件)

8 ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業を行う者は、宮古海域又は八重山海域において操業する際は、当該海域を操業海域とする漁業協同組合が定める自主規制を遵守しなければならない。

(承認証の船舶への備付け義務)

9 ソデイカはえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

(遵守事項)

10 ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときはこれを遵守しなければならない。

(承認の取消し)

11 委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことがある。

(取扱要領)

12 この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る事務の取扱いについては、別に定めるソデイカ漁業承認取扱要領によるものとする。

(指示の有効期間)

13 この指示の有効期間は、平成15年9月1日から平成15年9月30日までとする。